注３　一般放送の種類の欄には、第142条に掲げる一般放送の種類を記載すること。
（記載例）

一般放送の種類	有線一般放送―テレビジョン放送
	有線一般放送―ラジオ放送―告知放送業務

注４　使用する周波数の欄には、テレビジョン放送を行う場合においては、ヘッドエンドの出力端子におけるものを記載すること。
注５　設備の規模の欄には、当該施設に係る引込端子の数を記載すること。
注６　用途の欄には、例えば、「ＮＨＫ（何）テレビジョン放送局(総合)の放送の同時再放送」、「（何）社（何）デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再放送」、「（何）社（何）一般放送の同時再放送」、「自主放送」のように記載すること。
注７　再放送の同意の欄には「有」と記載するとともに、併せて、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。
注８　業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。
注９　放送番組に関する事項の欄には、テレビジョン放送を行う場合においては自主放送を行う場合に限り記載することとし、ラジオ放送を行う場合においては放送時間及び主たる放送事項に限り記載すること。また、放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。
注10　業務開始時に受信契約者の見込数の欄の（　）内には、再放送のみの受信契約者の見込数を再掲すること。
注11　この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
注12　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四十一号（第144条関係）

一般放送業務開始届出書記載事項変更届

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号

年　　月　　日付けの一般放送業務開始届出書の記載事項の一部を次のとおり変更するので、放送法第133条第２項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	予定期日

注１　一般放送の業務区域を変更しようとする場合は、変更前及び変更後の欄に「地図に記載のとおり。」と記載し、変更前及び変更後の一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。
注２　再放送について、新たに放送事業者の同意を得た場合は、その同意書の写しを添付すること。
注３　この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
注４　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四十二号（第145条関係）

一般放送業務承継届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号

一般放送事業者の地位を承継したので、放送法第134条第２項の規定により届け出ます。

承継年月日	
被承継者	
承継した一般放送事業者の地位に係る登録年月日及び登録番号（届出一般放送事業者にあつては、一般放送の業務の開始届出年月日）	
放送法第128条第１号から第５号までの該当の有無（登録一般放送事業者に限る。）	□　有　　□　無
備考	

注１　放送法第128条第１号から第５号までの該当の有無の欄は、法第128条第１号から第５号までの規定への該当の有無を記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。
注２　備考の欄には、承継に係る事情を記載すること。
注３　承継者が一般放送事業者以外の法人であるときは、定款又は寄附行為及び業務執行する役員の氏名を記載した書面、一般放送事業者以外の団体であるときは、これに準じる書類及び業務を執行する役員の氏名を記載した書面を添付すること。
注４　承継に伴い、新たに道路に占有の許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾を必要とする場合には、その承継に係る部分の当該処分又は承諾の事実を証する書面の写しを添付すること。
注５　別表第33号の別紙⑴及び⑸を添付すること。
注６　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別表第四十三号（第146条第１項関係）

一般放送の業務の廃止届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号